

2025 年度 事業計画書



概要	P1
----	----

I 建設産業の振興支援

(1) 情報化の推進 (CI-NET)

- ① 電子商取引の標準化 P4
- ② 電子商取引の普及推進 P5

(2) 経営改善

- ③ 建設業経営者の経営力強化 (建設業経営者研修) P7

(3) 人材確保・育成

- ④ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等 P8
- ⑤ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等 P10
- ⑥ 建設労働者育成支援事業 (厚生労働省受託事業) P11

(4) 建設キャリアアップシステム

- ⑦ 建設キャリアアップシステムの運営 P12

(5) 調査研究、助成、広報等

- ⑧ 建設産業に係る総合的な調査研究等 P14
- ⑨ 建設業経理に関する調査研究等 P15
- ⑩ 建設産業活性化助成事業 P16
- ⑪ 「建設業しんこう」の発刊及び建設産業に係る情報提供 P17

(6) 登録経理試験等

- ⑫ 建設業経理検定試験・建設業経理事務士特別研修・登録経理講習 P18
- ⑬ 建設業経理士の支援・育成 P20

II 施工技術等の向上

- ⑭ 建築／電気工事施工管理技術検定 P21
- ⑮ 監理技術者講習 P22
- ⑯ 建築・設備施工管理能力の維持・向上支援 (建築・設備施工管理 CPD 制度の構築・運用) P23

III 建設産業における金融の円滑化

- ⑰ 出来高融資制度 下請セーフティネット債務保証/地域建設業経営強化融資制度 P24
- ⑱ 下請債権保全支援事業 P25
- ⑲ 共同事業等に必要な資金の借入れに対する債務保証・助成・融資あっせん P26

IV 建設産業政策への協力

- ⑳ その他の建設産業政策への協力等 P27

概要

(一財)建設業振興基金は、債務保証等の事業を通じて建設産業の振興を図るための機関として1975年に設立された。以来、債務保証事業に加え、建設産業の情報化の推進、建設企業の経営力と財務体質の強化等による経営改善や担い手確保・育成に関する取組に対する支援、施工技術の向上による品質確保のための建築・電気工事施工管理技術検定・監理技術者講習等、経理知識の向上を図るための登録建設業経理試験・登録経理講習の実施、そして建設技能者の処遇改善および現場管理の効率化等に資する建設キャリアアップシステム(CCUS)の運営管理等、多岐に亘る事業を展開してきた。

2025年7月には、こうした活動を総合的に展開する中で、本財団は創立50周年を迎える。この節目を機に、「産業と行政をつなぐ架け橋として、建設産業のニーズを反映し的確に効果の上がる行政施策の推進に貢献することによって、すべての人々が活力と魅力を実感できる建設産業の実現を目指す」とした経営理念(2015年6月24日策定)を再確認のうえ、関係各機関との連携を一層強化し、建設業界が直面する様々な課題に対し、組織全体で横断的な体制のもと以下の主な事業を推進する。これらの事業を遂行するため、給与改定等の処遇改善を図り、採用活動による組織体制の充実・強化に取り組むとともに、社内業務のDX化をはじめとした効率的な業務運営に努めることとする。

主な事業

1. 情報化の推進(CI-NET)

電子データで企業間の見積、注文、出来高・請求等の帳票データの受け渡しを行うCI-NETの利用企業数は、2万社を超え着実に広がりを見せている。CI-NETの導入により業務の効率化、生産性向上が実現することを広く周知し、更なる普及拡大を図られるよう以下の取組を実施する。

- (1) CI-NETの未導入企業を対象とした説明会・相談会・展示会を開催する。
- (2) CI-NETの既導入企業に対し、出来高・請求業務への利用範囲拡大や協力会社の導入拡大に向けたサポートを実施する。
- (3) CI-NETの新規導入や出来高・請求業務への利用範囲拡大を志向する企業を対象とした支援を実施する。
- (4) デジタルインボイスの標準仕様であるJP PINTを介した他の電子取引システムとのデータ交換による連携の実現を目指し、そのための実証実験等を実施する。

2. 経営改善、人材確保・育成

人口減少時代の今、他産業と同様に建設業界でも技術者、技能者、バックオフィスにおいても人材が不足している。そのような中で個社や団体等の担い手確保・育成に向けた様々な取組への参画や支援を行う。また、人材協において建設業の魅力を発信する広報の拡充、さらには建設業経営に必要な研修や交流の場を提供することとして以下の事業を実施する。

- (1) 建設産業団体が自ら実施する経営改善、担い手確保・育成等に資する各種業務に対して、これらの業務を通じて建設業の健全な発展に寄与することを目的として活動資金に対する助成を継続的に実施する。
- (2) 中小建設企業の経営者を対象とした「経営者研修」や「建設業経営者交流会」を開催する。
- (3) 「人材確保・育成推進協議会」において、以下の取組を実施する。
 - ・「建設産業ガイドブック」を工業高校・各都道府県教育委員会等へ無料配布、SNSや「人材協定期便」を活用した情報発信
 - ・「作文コンクール」「建設人材育成優良企業表彰」の実施、「こども霞が関見学デー」等の参画
 - ・「若年者入職促進タスクフォース」として、産学官が連携し若年者の入職を推進
- (4) 「登録基幹技能者制度推進協議会」の事務局として、新規職種において登録基幹技能者制度の設置を目指す団体等の支援やCCUSとのデータ連携強化を図る。
- (5) 建設業への理解と共感を育むための継続的な広報を業界一体となって新たに実施する。

3. 建設キャリアアップシステム (CCUS)

CCUS は、建設技能者の処遇改善や建設業の生産性向上等の様々な課題解決に向けた重要なツールの一つとして、その利活用の幅が着実に広がりを見せている。運用開始から7年目を迎え、技能者・事業者の登録数が増加する中、国土交通省では第三次・担い手3法においてCCUSの更なる活用等が関係法令等に位置付けられたこと及びCCUS利用拡大に向けた3か年計画が策定され、CCUSは新たなフェーズに入ることとなった。これら関係機関との連携のもと利用者にとってのメリット拡大、利便性の向上を図りつつ、CCUSの普及促進に向け以下の取組を実施する。

- (1) 地方、二次以下、設備・住宅関係などの技能者・事業者（事業者登録の更新を含む）登録を促進する。
- (2) 就業履歴の蓄積を促進する（iPhoneのカードリーダー化等により小規模現場での就業履歴蓄積促進、運用実践セミナー等の開催、公共発注者支援機能の活用促進、安全書類の出力機能の活用、外国人就労者への対応等）。
- (3) CCUSの更なる魅力の向上のため、建退共電子ポイントとの連携強化、技能者向けスマートフォンアプリ「建キャリア」の利用拡大、CCUS応援団の展開を図るとともに、建設技能者能力評価制度推進協議会、登録基幹技能者制度推進協議会との連携強化により、能力向上促進施策の充実・強化を図る。
- (4) システムの安定的な運用を図るとともに、2028年1月の運用開始を目指し、次期システム更新に向け、次期システム構築対応ベンダーを決定し、システム開発に着手する。

4. 調査研究、助成、広報等

今後の建設産業を見据えた諸課題の解決に資する各種の調査研究を行う。また、建設業経営に資する情報の提供を継続的に行う。

- (1) 建設業団体等が取り組む建設業の諸課題に関する調査研究等に対する支援を実施する。
- (2) 「建設業しんこう」の発行（全10号、7・8月号と12・1月号は合併号）及び「建設業しんこう Web」による情報提供する。
- (3) 建設業バックオフィス業務のDX化の推進や教育訓練体制の在り方等に関する調査・検討を実施する。

5. 登録経理試験等

企業経営の安定化において、経理は非常に重要なものであり、企業の財務健全性を保つために必要不可欠な知識であることから経理知識の普及を図るため、以下の事業を実施する。

- (1) 建設業経理検定試験（1級・2級（建設業経理士）および3級・4級（建設業経理事務士））を実施する。
- (2) 建設業経理事務士特別研修（建設業経理に関する講習と3級または4級検定試験を組み合わせた研修）を実施する。
- (3) 登録経理講習（建設業経理士の自己研鑽および継続学習を目的とした講習）を実施する。
- (4) 建設業経理検定の普及促進（商業高校との連携強化等）を図る。

6. 施工技術等の向上

近年、建設工事の施工技術の高度化、専門化、多様化が一段と進展してきており、建設工事の円滑な施工と工事完成品の質的水準の確保を図る上で、施工管理技術の重要性がますます増大していることから、施工技術の維持・向上を図るため、以下の事業を実施する。

- (1) 建築・電気工事施工管理技術検定を適確に実施・運営する。
- (2) 施工管理技術者の確保・育成に資する受検者の利便性向上を図る。
- (3) 検定試験日の固定化について検討する。
- (4) 2024年度の受検資格の見直しによる制度改正等へ対応した資格審査を適確に行う。
- (5) 制度改正後の1級及び2級第二次検定におけるweb申請化に向けてシステム構築を行うとともに、2026年2月から運用開始を目指す
- (6) 監理技術者講習の受講者数増加を目指すための方策として、建設業団体と連携し、PRチラシの配布及び

運営体制を強化する。

(7) 建築・設備施工管理 CPD 制度の普及促進（企業内研修参考事例の周知等）を図る。

6. 建設産業における金融の円滑化

元請企業の工事請負代金債権の早期資金化や下請建設企業等が取引先に対して有する工事請負代金等の安全な回収を可能とすること等により企業経営の安定化を支援するため、以下の事業を実施する。

- (1) 出来高融資制度（下請セーフティネット債務保証、地域建設業経営強化融資制度）による支援を実施する。
- (2) 下請債権保全支援事業による支援を実施する。
- (3) 共同事業に必要な資金の借入れに対する債務保証・助成・融資あっせんによる支援を実施する。

7. 創立50周年にあたり新たに取り組む主な事業（再掲を含む）

以下の事業を本財団創立50周年にあたり新たな事業として実施する。

- (1) 中小建設企業を主たる対象として建設バックオフィス業務のDX化推進
- (2) 建設業への理解と共感を育むための継続的な広報を業界一体となって新たに実施
- (3) CCUSを活用した技能者の能力評価の促進に関する取組
- (4) 建設業経理検定の普及促進（商業高校との連携強化等）
- (5) 建築・設備施工管理 CPD 制度の普及促進（企業内研修参考事例の周知等）
- (6) 上記のほか、50周年記念誌の発刊、50周年記念ロゴの制作等を実施

I 建設産業の振興支援	
(1) 情報化推進(CI-NET) 【担当部：金融・経理・契約支援センター】	
① 電子商取引の標準化 (情報化推進支援担当部)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業界の EDI 標準化機関として、標準ルール(CI-NET LiteS 実装規約等)のメンテナンスを適切に行い、CI-NET 利用企業が安心して導入、運用できる環境を構築する。 ・CI-NET の利用が進むことで業界全体の生産性向上につながるるとともに標準化や契約の徹底などにより建設業の法令遵守に寄与することが期待できる。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化評議会が策定した「CI-NET 第 5 次 3 ヶ年活動計画(2023～2025 年度)」の最終年度として、CI-NET の標準化に関する取組を実施する。
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「CI-NET 第 5 次 3 ヶ年活動計画」の最終年度の具体的な内容として、以下の取組を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) EDI の標準化機関として「CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.2 ad.0」は、2023 年 10 月から開始された「適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」に対応したものであるが、今後も CI-NET に関連する法改正等があれば、それに対応した規約改正を行う。 (2) その他、CI-NET LiteS の運用上課題に対応するための実装規約のメンテナンスおよび関連資料の見直しを行う。 (3) デジタルインボイスの日本標準仕様である JP PINT と CI-NET の連携のため、実証実験によりデータ交換の検証、建設業商慣習に対応するための仕様の検討を行う。 (4) CI-NET に関連する動向調査として、BIM/CIM のデータを活用した自動積算等の動向について調査する。 (5) 第 6 次 3 ヶ年活動計画 (2026～2028 年度) 案を検討する。
取組目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実装規約の改正作業を効率的に実施するため、過年度からの改善要求書(change request)について引き続きデータベース化等を図り、メンテナンスの実施手法を検討し、運用開始を目指す。 2. CI-NET に関連する法令改正や施策に呼応した見直しを行う。 3. JP PINT 対応の課題を抽出し対応策をまとめる。 4. BIM/CIM との関連については、BIM/CIM の積算部門(建築 BIM 推進会議「第 4 部会 BIM による積算の標準化検討部会(日本建築積算協会)」)の動向を調査する。 5. 第 6 次 3 ヶ年活動計画 (2026～2028 年度) 案を策定する。

I 建設産業の振興支援	
(1) 情報化推進(CI-NET) 【担当部：金融・経理・契約支援センター】 ② 電子商取引の普及推進 (情報化推進支援担当部)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・建設産業全体の生産性向上の観点から、CI-NET の新規導入に向けた働きかけを行う。 ・CI-NET 既導入であるが調達業務(見積、契約)に留まる企業に対して、対象業務の拡大(出来高・請求業務実施)に向けた働きかけを行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化評議会にて策定した「CI-NET 第5次3ヵ年活動計画(2023～2025年度)」の最終年度として、CI-NET の普及拡大に向けた取り組みを実施する。 ・CI-NET による電子商取引に必要な「企業識別コード」および「電子証明書」を適切に発行・管理する。 ・企業識別コードおよび電子証明書を発行管理するシステムのリプレースを行う。
事業計画	<p>1. 「CI-NET 第5次3ヵ年活動計画」の最終年度として、以下の取り組みを実施する。</p> <p>(1) 「CI-NET 説明会」、「個別企業向け相談」、「意見交換会」の開催 CI-NET の理解と関心を深めてもらうための説明会・個別相談や導入までの手順等についての情報交換を行う会議を開催する。</p> <p>(2) 対象業務の拡大 CI-NET で調達業務に留まる発注側企業に対し、出来高・請求業務への拡大に向けた説明会や個別企業への働きかけを行う。</p> <p>(3) 設備見積 WG の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備見積 Ver. 2.1 実運用進捗状況調査を継続し、課題の抽出と対応策の検討を進める。 ・CI-NET 建設資機材コード Ver. 1.8 の更新作業に取り組む。 ・CI-NET 建設資機材コード Ver. 1.8 と BLCJ 標準 Ver. 2.0 との同期作業については、建築 BIM 推進会議の動向を注視し、作業内容、作業時期の検討を進める。 ・設備設計分野(建築 BIM 推進会議「第2部会 BIM モデルの形状と属性情報の標準化検討部会(BIM ライブラリ技術研究組合)」)の BIM の進捗状況を調査する。 <p>(4) CI-NET 利用企業に対する実態調査 調査結果の分析を通じて CI-NET 導入支援策の参考とする。</p> <p>(5) 「CI-NET を取り巻く建設業界の電子商取引市場調査」に基づき、普及活動を実施する。</p> <p>(6) 新たな広報活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CI-NET のロゴ(2024年度作成)を用いた広報の実施【創立50周年事業】 ・イベントブースへの出展【創立50周年事業】 ・既導入発注企業(ゼネコン)の導入事例の動画配信 <p>2. 第6次3ヵ年活動計画(2026～2028年度)案を検討する。</p> <p>3. 「企業識別コード」および「電子証明書」の発行のための取り組み</p> <p>(1) CI-NET 実施に必要な企業識別コード、電子証明書を適切に発行する</p> <p>(2) CI-NET 利用者(申請者)の利便性向上、ならびに CI-NET 事務局の省力化およびデータの適正な管理等に資するため、企業識別コードおよび電子証明書を発行管理するシステムをリプレースする。</p>
取組目標	<p>1. 「CI-NET 第5次3ヵ年活動計画」の目標数値</p> <p>① 新規導入の発注側企業を13社増やす(2024年11月末時点7社増)</p> <p>② CI-NET 利用企業数を23,000社以上とする(2024年11月末時点19,649社)</p> <p>③ 出来高・請求業務まで対象業務拡大する発注側企業を4社増やす(2024年11月末時点3社)</p>

- | | |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>2. 第6次3ヵ年活動計画（2026～2028年度）案を策定する。</p> <p>3. 「企業識別コード」および「電子証明書」の発行管理システムをリプレースし、CI-NET利用者（申請者）の利便性の向上、並びに CI-NET 事務局の省力化およびデータの適正な管理の向上等を図る。</p> <p>※2022～2023年度：要件定義、2023～2024年度：開発、2025年度：リリース</p> |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

I 建設産業の振興支援	
<p>(2) 経営改善 【担当部：経営基盤整備支援センター】</p> <p>③ 建設業経営者の経営力強化 (経営改善支援担当部)</p> <p>(建設業経営者研修)</p>	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業においては経営層の意思決定が企業に与える影響は特に大きい。このため、中小建設企業の経営者、経営後継者、経営幹部を対象とした研修会を開催し、今後対応が求められる生産性向上や働き方改革などに的確に対応していけるよう経営管理能力の向上を図るとともに、研修会終了後には交流会を開催し、参加者相互の情報交換やヒント、気づきの場を提供する。 ・少子高齢化の進展に伴う担い手不足や後継者不足、ICT（情報通信技術）の急速な発展などといった環境変化を踏まえ、中小建設業における経営革新の着眼点や考え方、実践上の課題や改善点・効果などを提供できるよう工夫を行う。
事業内容	<p>【経営者研修】 生産性向上、担い手確保・育成、働き方改革、ICT（情報通信技術）、事業承継などといった時宜にかなった経営課題の解決に向けたテーマを設定し、中小建設企業の経営者、経営後継者、経営幹部を対象とした研修会を開催する。</p> <p>【建設業経営者交流会】 建設業経営者を対象として意見交換や交流を目的とした会を開催する。</p>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の開催の企画・検討、講師の選定（年2回開催、動画配信） ・他セミナーと連携して行う研修の検討（経営者研修の波及効果拡大の検討） ・開催に向けたPR及び研修会の開催 ・経営課題の解決に向け、経営者同士が意見交換できる場の設定
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の生産性向上、担い手確保育成、働き方改革、事業承継等のテーマを中心に据え、時流に合ったテーマ設定を行い、リピーター及び新規参加者の増加を目指す。 ・2025年度も2024年度に引き続き、対面式の集合研修を想定。受講料無料。2024年度から実施した動画配信数の更なる増加を目指す。

I 建設産業の振興支援	
(3) 人材確保・育成 【担当部：経営基盤整備支援センター】	
④ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等 (人材育成支援担当部)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・建設産業人材確保・育成推進協議会（人材協）の事務局として建設産業界への若年者の入職促進及び担い手確保・育成に向けた活動を引き続き展開する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略的広報活動の更なる充実 ・建設人材育成優良企業表彰の実施 ・作文コンクールの実施 ・イベント等への参画 ・建設産業の担い手確保・育成に資する取り組みの推進
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 戦略的広報活動の更なる充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建設産業ガイドブック工業高校生等全員プレゼント <ul style="list-style-type: none"> ・工業高校の建設系学科で学ぶ生徒等に建設産業ガイドブックをプレゼントする。 (2) SNS や人材協定期便等を活用した情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・建設現場へGO！（人材協ポータルサイト）やX（旧 Twitter）等において、建設業の魅力などの情報を継続して発信する。さらに、建設現場へGO！の利便性向上を図るため、リニューアルの検討を行う。 ・人材協定期便について、2024年度に実施したアンケートの結果を踏まえ、より効果的に情報を発信するための検討を行う。 ・「建設現場へGO！」HPにて、協賛団体等の情報等を募り発信していく。 2. 「建設産業ガイドブック」の配布 <ul style="list-style-type: none"> ・建設産業の仕事や役割、各職種の情報を網羅した冊子「建設産業ガイドブック」を建設産業団体や工業高校、進路多様校、各都道府県教育委員会等の関係各所に配布する。 3. 作文コンクールの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・建設産業で働く方を対象とした「私たちの主張」、高校生を対象とした「高校生の作文コンクール」を実施する。 4. その他の担い手確保・育成に資する活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) イベント等への参画 <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省で行われる「こども霞が関見学デー」や各種nセミナー等のイベントに参画し、建設業の魅力や社会的な役割を理解してもらうための活動を行う。 (2) 他機関が実施する担い手確保・育成に関する取り組みへの参画 <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体や建設産業団体が運営している担い手確保・育成に関する協議会等へ参画し、連携等を図る。（兵庫県建設業育成魅力アップ協議会 等） ・全国建設関係職業訓練校等連絡会議等と連携し、技能者のスキルアップ等の担い手確保・育成に関する取り組みを支援する。 (3) 建設キャリアアップシステム（CCUS）の周知強化 <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省をはじめ関係省庁（文部科学省や厚生労働省）との連携を深め、工業高校等やハローワークに対し、建設キャリアアップシステム（CCUS）の意義や建設業の魅力に関する情報の発信を強化する。 5. 「建設人材育成優良企業表彰」の実施 <p>昨年度に引き続き、建設業の中長期的な担い手の確保・育成に向け、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用をはじめとして、特に若年建設人材の確保・育成に関して顕著な功績を上げた企業、団体に対して国土交通大臣等が表彰を行う。</p> 6. 若年者入職促進タスクフォースの実施

	<p>関係省庁、教育機関等との連携のもと、若年者入職等の促進に向けて、産・学・官が一体的に活動を行う。</p> <p>7. 建設産業人材育成助成事業 担い手確保・育成を通じ建設産業の振興を図るため、建設キャリアアップシステムを活用した能力評価実施基準の策定に対して助成金を交付する。また、建設関係の職業訓練等のノウハウを活用して若年者の入職促進に資する事業に対して助成金を交付する。</p> <p>8. 各種会議の運営 運営委員会、全国担当者会議等の会議運営を行う。</p>
<p>取組目標</p>	<p>従来事業を着実に実施するとともに、人材協事業をさらに活性化させるため、今年度は以下の事業に重点的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略的広報活動の更なる充実 ・ 担い手確保・育成に資する活動への参画 ・ 人材協定期便を活用した、建設キャリアアップシステム（CCUS）に関する情報発信 ・ 関係機関との連携強化による人材協活動の活性化

I 建設産業の振興支援	
(3) 人材確保・育成 【担当部：経営基盤整備支援センター】 ⑤ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等 (人材育成支援担当部)	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・登録基幹技能者制度推進協議会の事務局として、登録基幹技能者の更なる普及・活用を目指した活動を行う。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登録基幹技能者の更なる評価向上へ向けた以下の要望活動を展開する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 登録基幹技能者が活用されるよう、公共発注者への要望 (2) 優秀職長制度等において登録基幹技能者が評価されるよう、総合工事業者ならびに総合建設業者団体への要望 ・登録基幹技能者講習実施団体が講習で活用する共通テキストを発刊する。 ・登録基幹技能者制度の評価・活用の拡大に向けてパンフレットの改訂等を行う。 ・講習実施団体数：47 職種 61 団体（2024 年 10 月現在） ・登録基幹技能者数（2024 年度末時点）： 86, 386 名（前年度末比 +2, 683 名）
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登録基幹技能者制度推進協議会の運営 <ol style="list-style-type: none"> (1) 総会の開催 2024 年度の事業報告・決算の承認、2025 年度の事業計画、収支予算の決定について等 (2) 運営委員会の開催 2024 年度の事業報告・決算（案）の検討、2025 年度の事業計画・収支予算（案）の検討について等 2. 登録基幹技能者の更なる評価向上へ向けた要望活動に向けた対応 <ul style="list-style-type: none"> ・登録基幹技能者データベースの改善対応（掲載内容の検討） ・発注機関への活用に関するアンケートを実施し、その結果を各講習実施団体と共有 3. 登録基幹技能者パンフレットの改訂 登録基幹技能者制度の評価・活用の拡大に向けて、パンフレットを最新の発注機関等における活用状況等の情報に改訂し、建設業団体や公共発注者等の関係機関等へ配布する。 4. 登録基幹技能者講習実施団体に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・各講習実施団体に対して相談対応等を行うなどのサポート等を行う。 ・新規職種の運営を希望する団体に対する相談対応を行う。 5. 建設キャリアアップシステム（CCUS）との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・CCUS との連携の実効性を確保するため、登録基幹技能者の異動があったときは、速やかに DB の情報更新に努めるよう講習実施団体に対して働きかけを行う。 6. 共通テキストの改訂 <ul style="list-style-type: none"> ・2026 年度の改訂に向けて、共通テキスト改訂WGの運営を行う。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・登録基幹技能者制度の評価・活用の拡大に向けて、地方公共団体や独立行政法人などの公共発注者や総合工事業者等に対して、CCUS の発注者支援機能と併せて、登録基幹技能者制度の周知活動を行い、発注者及び元請企業における活用の拡大を図る。 ・登録基幹技能者の評価・活用の拡大に向けて、登録基幹技能者データベースの改善やパンフレットの改訂等を行う。 ・共通テキストの改訂（2026 年度）に向けて、共通テキスト改訂WGにて、改訂スケジュールおよび改訂内容の検討を行う。

I 建設産業の振興支援	
(3) 人材確保・育成 【担当部：経営基盤整備支援センター】 ⑥ 建設労働者育成支援事業 (建設労働者育成支援担当部) (厚生労働省受託事業)	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・建設産業において、若年入職希望者等に対する人材育成の支援体制の整備が急務となっており、離転職者、新卒者、未就職卒業者等を対象として、訓練生の募集から職業訓練、就職支援までを一連のパッケージとして実施することにより、型枠工等の建設技能労働者を確保。 ※事業実施期間は、2025年4月1日から2026年3月31日（予定）
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本財団に中央拠点を設置するとともに、本事業を全国において実施するため、地域の建設業団体、職業訓練校等に地方拠点を設置。なお、地方拠点については、今までの訓練募集及び就労支援の実績を考慮した上で、全国各地の訓練参加希望者が参加しやすいよう、効果的に配置（地方拠点：14箇所）。 2. 地方拠点には、本財団が雇用する職員を専任職員として配置するとともに、地域の建設業団体や職業訓練校、教育機関等から構成される協議会（既存の協議会等の活用も想定）と連携して、訓練内容を見直すとともに、各地域の状況に即した効果的な事業運営を推進。
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方拠点の設置（地方拠点の事務所賃貸借契約締結、専任職員等の採用等） 2. 求職者（訓練生）を求人することが見込まれる建設企業及び建設産業団体のニーズ調査 3. 職業訓練の実施方針（対象職種、実施期間、カリキュラム等）の作成 4. 職業訓練に係る業務委託契約の締結 5. 職業訓練生募集業務の実施 6. 職業訓練業務の実施 7. 就職支援業務の実施 8. 職業訓練等における既存プログラムの調査及び体系化に関する研究、整備 9. 職業訓練実施に係る課題解決（労働局・ハローワーク等との連携強化、拠点間連携による就労支援、広報等）のためのワークショップの運営の継続 10. 訓練生を幅広く確保するため、就労支援機関（サポートステーション、若者ハローワーク等）、教育機関（通信制高校、特別支援学校等）等との事業周知に向けた連携 11. 事業の有用性をPRするための多様（SNS等）な広報の効果検証及び実施
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練生数は400名以上（予定） ・訓練修了率90%以上、訓練生の就職率（訓練修了後3ヶ月後）は70%以上(予定) ※上記のとおり、厚労省から目標数値が示されているが、建設業の人材確保を促進すべく、就職率については、+5%を努力目標。

I 建設産業の振興支援	
(4) 建設キャリアアップシステム 【担当部：建設キャリアアップシステム事業本部】 ⑦ 建設キャリアアップシステムの運営	
事業のねらい・効果	<p>・建設キャリアアップシステムは、技能者の保有資格、社会保険加入状況、研修受講履歴や就業履歴などの情報を業界統一のルールで登録・蓄積するデータベースであり、登録・蓄積されたデータを活用し、技能者の適切な評価、処遇改善及び技能の研鑽、将来にわたる担い手確保、現場管理の効率化並びに建設業の生産性向上を図る。</p>
事業内容	<p>建設事業者及び技能者を登録対象とし、事業者情報及び技能者情報の登録、現場における技能者の就業履歴情報の登録を行うシステムの安定的な運用を行うとともに、蓄積されたデータについて国や関係機関との連携を行う。</p>
事業計画	<p>建設キャリアアップシステムのさらなる普及・活用に向け、運営主体としての責任を全うすべく運営協議会の承認を得たのち以下の取り組みを行う。</p> <p>1. 地方、二次以下、設備・住宅関係などの技能者・事業者（事業者登録の更新を含む）登録の促進</p> <p>(1) 事業者団体等と連携し、ニーズや状況に応じたきめ細かい説明会・実践会を開催する。</p> <p>(2) 厚生労働省の CCUS 登録・利用に係る助成金の活用促進なども含め相談から登録・運用までワンストップでサポートするなど、CCUS 認定アドバイザーを活用したユーザー向けサービスの向上を図る。</p> <p>(3) 認定登録機関・登録支援機関、CCUS 登録行政書士の適正な配置を行う。</p> <p>(4) CCUS 登録行政書士と連携した CCUS 運用へのサポートを行う。</p> <p>(5) 有効期限が到来する事業者に対するメール通知に加え、電話による案内を行うほか、元請事業者からの働きかけも含め周知を徹底するなど、より円滑な事業者登録の更新を図る。</p> <p>(6) 就業履歴蓄積を評価するなど CCUS 活用モデル工事の取組の深化や、公共発注者支援機能、安全書類の出力機能等により CCUS 活用は受発注者双方にとって働き方改革に資することの周知など、市区町村を含めた公共発注者への働きかけを強化する。</p> <p>2. 就業履歴の蓄積促進</p> <p>(1) 小規模現場等の理由で全現場での蓄積には至っていない元請個社を中心に、「安価なカードリーダー」「ロギング機能」「キャリアリンクかんたんスタートキャンペーン」「iPhone のカードリーダー化」等の活用の促進を図る。</p> <p>(2) 認定アドバイザー等を活用した運用実践セミナーを各地方ブロックで定期的に開催する。</p> <p>(3) モデル工事を実施する企業（元請およびその協力会社）に対しては、現場運用を直接サポートするとともに、実施事業者に取組方針（ロードマップ）を策定してもらい、現場運用の横展開を図る。</p> <p>(4) サテライト説明会の現場運用相談への重点化（CPD・CPDS 単位の付与）を図る。</p> <p>(5) 就業履歴蓄積を評価するなど CCUS 活用モデル工事の取組の深化や、公共発注者支援機能、安全書類の出力機能等により CCUS 活用は受発注者双方にとって働き方改革に資することの周知など、市区町村を含めた公共発注者への働きかけを強化する（再掲）。</p> <p>(6) 外国人登録技能者の適正な処遇確保や育成就業制度移行を見据え、外国人の就業履歴蓄積の促進を図る。</p>

	<p>3. CCUS の更なる魅力の向上（特に対技能者）</p> <p>(1) CCUS 登録技能者を雇用する事業者が発注先として選定されるようエンドユーザーに訴えかける広報の実施と、現場ステッカーの活用、本財団の広報事業と連携した CCUS 情報の発信等を行う。</p> <p>(2) CCUS のオウンドメディア（CCUS HP、建キャリ、メンバーズメール、CCUS 通信 CCUS インフォメーション、CCUS チャンネル、CCUS 応援団HP、CCUS 応援団チャンネル）の運営による効果的な情報発信を行う。</p> <p>(3) 登録技能者が CCUS の利用を実感できる技能者向けスマートフォンアプリ「建キャリ」の普及（二次元バーコード活用、ポイント機能開発、レベルアップサポート）を図る。</p> <p>(4) CCUS 応援団による登録技能者・事業者向け特典の拡充を図る。</p> <p>(5) 建設技能者能力評価制度推進協議会（企画分科会）での議論を踏まえ、能力評価未対象分野の解消を目指す等、能力向上促進施策の充実・強化を図る。</p> <p>(6) CCUS 活用先進事例等好事例の発信イベントを開催する。</p> <p>(7) 登録基幹技能者制度推進協議会との連携強化による利便性向上を図る。</p> <p>4. システムの安定的な運用</p> <p>(1) データ量の増加に対応するための安定的な保守運用及び必要な改修の実施、障害発生時における対応策の強化を図る。</p> <p>(2) 現在システムを稼働させているクラウド環境が 2025 年 8 月末をもってサービスが停止されることに伴い（その後も最長 1 年間（2026 年 8 月末まで）の利用延長は可（利用料金は割増））、システムを構成するサーバ群約 60 台につき、クラウド環境の移行を安全かつ効率的に実施する。</p> <p>(3) AI チャットボットの活用等による問い合わせ・審査業務の効率化を図る。</p> <p>(4) 外国人材の受け入れ及びその適正化、円滑化を図るための環境整備の一環として、「特定技能外国人現場入場届出書」の出力機能追加や作業員名簿における特定技能外国人の業務区分（建築、土木、ライフライン・設備）を表示できる等の改修を行う。</p> <p>5. システムの利用促進に資する外部との連携強化・データの利活用の促進</p> <p>(1) 認定 API 連携事業者等と CCUS 登録データの共同利用によるユーザーの利便性向上を図る。</p> <p>(2) 建退共(電子申請)との連携機能（元請一括作業方式・一次下請一括方式及び R 方式）の利用拡大と併せて、2025 年度の建退共の就労実績報告書作成ツールの Web 化に対応する改修を行う。</p> <p>6. システム更新の着手</p> <p>(1) システム更新（基準価格 35 億円として、総合評価方式に準じて入札手続き中、開発期間 2025～2027 年度、2028 年 1 月リリース予定）に向けて、次期システム開発ベンダの選定（2025 年度第 1 四半期）を行い、要件確定、基本設計・詳細設計、システム開発に着手する。</p>
<p>取組目標</p>	<p>新たな指標を検討中。 (仮置き) (2025 年度の目標値)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能者登録数 20 万人 ・事業者登録数 1.5 万社（一人親方を除く） ・就業履歴登録数 112 百万件

I 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、助成、広報等 【担当部：企画広報部及び各部】	
⑧ 建設産業に係る総合的な調査研究等	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・建設産業に関する調査研究等を通じて、建設産業振興策の立案等に活用する。 ・本財団の事業促進に関連する団体等との協力体制を強固にし、施策の連携及び高度化を図る。
事業内容	今後の建設産業を見据えた諸課題の解決に資する各種の調査研究等を行う。
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設産業の活性化及び諸課題解決に資する調査等の実施 2. 工高校生の入職・定着促進に関する調査研究の実施 3. 本財団創立 50 周年に向け、小中学生・保護者等に対し、建設業への『理解と共感』を育むための広報を継続的に行うとともに、各種イベントの開催や連携を図り、業界一体となった広報に関する調査等の実施 4. 「建設業バックオフィス業務の DX 化に関する勉強会」(全 5 回)における検討内容を踏まえ、課題解決に向けた DX 化の取組を支援するキャンペーンの実施
取組目標	調査研究及び検討の成果がより早く発現するよう、本財団の各部門はもとより、関係する諸機関との緊密な連携を図る。

I 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、助成、広報等 【担当部：金融・経理・契約支援センター】 ⑨ 建設業経理に関する調査研究等 (経理研究・試験担当部)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の建設業の経営基盤を強化するため、中小建設企業に対して経営および建設業会計に関する様々な知識、情報を提供する。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 企業経営に関する情報を建設企業・建設業団体に向けて発信する。 2. 中小・零細建設企業の経営改善等に資するテーマを設けて各都道府県建設業協会と連携して講習会等を実施する。 3. 中小・零細建設企業経営の実態を調査・分析するとともに、諸課題の解決に向けた調査研究を行う。
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登録経理講習受講者を通じて建設企業に対して経営に関する情報誌等を提供する。 2. 建設業団体との共催で税財務講習会等を開催する。 3. (一財)建設産業経理研究機構と連携して、中小建設企業の建設業会計に関する諸課題についての調査研究を行う。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・登録経理講習、建設業税財務講習会受講者等に対して、(一財)建設産業経理研究機構が発行した「建設業経営」を提供することで、建設企業の経営基盤強化の一助とする。 ・建設業税財務講習会は5回の開催を目標とする。 ・建設業会計に関する調査検討結果を取りまとめ、情報発信の検討材料とする。

I 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、助成・広報当 【担当部：経営基盤整備支援センター】 ⑩ 建設産業活性化助成事業 (経営改善支援担当部)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業団体が自主的に実施する建設産業の活性化に係る調査研究及び研修等に関する事業に対して助成を行い、経営基盤の強化、担い手確保・育成等を通じ、建設産業の活性化の推進を図ることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業団体（出えん団体、都道府県建設業協会・府県建設産業団体連合会、建設産業専門団体地区連合会、本財団が特に認める団体）に対し、1団体あたり上限200万円（特別枠を使った場合は300万円）、本財団が特に認める団体の場合は1団体あたり上限150万円とし、事業経費の4/5を助成する。 引き続き「災害備蓄品の購入」、「リモート会議等の備品購入」に関しても認めることとする。 助成対象事業は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> 経営基盤の強化に資する事業 担い手確保・育成、雇用・労働環境改善に資する事業 各々に本財団が規定する特別枠を設定。 建設産業専門団体中部地区連合会による担い手確保育成に向けた活動が活発なこともあり、今年度より建設産業専門団体地区連合会（10団体）を対象団体に加える。またコロナ禍で中止していた事業がほぼ再開されている状況を踏まえ、さらなる各団体の取り組みを支援するため、2025年度の助成金支出予算額を増額（220,000千円 ⇒ 250,000千円） 本財団の取り組みに資する活動として、本助成事業に係る業務委託を行う。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 申請受付、内容審査のうえ交付決定（3月～5月） 各団体の事業の進捗確認（11月）、年度末の完了報告の審査・精算（3月） 各団体の助成金交付額を確定し、団体へ通知（3月） 交付要綱等の見直しを図り、次年度の交付要綱送付（3月） 委託事業の計画・実施・成果の検証（4月～3月）
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 助成対象団体が本助成制度を有効に活用出来るよう更なる使い勝手向上に向けた制度設計を図る。なお、業界の喫緊の課題や本財団の業務に関連した取り組みを特別枠として規定しているが、次年度の特別枠として必要と思われる事項を必要に応じて検討していく。 本助成事業に関連する取り組みとして有効な業務委託を実施し、助成制度の更なる向上を図る。

I 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、助成、広報等 【担当部：企画広報部及び各部】	
⑪ 「建設業しんこう」の発刊及び建設産業に係る情報提供	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業経営に資する情報の提供を行うことにより建設企業の経営改善等を促進する。 ・本財団が実施する事業及び建設企業や建設産業団体等の活動についての広報を行うことにより、建設産業を国民にとってより身近なものとし、国民と建設産業界を繋ぐ橋渡しの役割を果たす。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「建設業しんこう」の発行（全10号、7・8月号と12・1月号は合併号）及び「建設業しんこう Web」による情報提供 2. 入職促進に資する若年者等を対象とした Web サイト、「建設産業ガイドブック」等による情報発信 3. Web サイトやパンフレット等を活用した各事業の広報・情報提供
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「建設業しんこう」を年間10回発行（メルマガの配信）するほか、企画内容の充実を図る。 2. 「建設産業人材確保・育成推進協議会」が保有する様々な、「若年者の入職促進、担い手の確保・育成に関する Web サイト」について、情報の整理・拡充を行っていく。さらに、SNSを活用し、適宜、情報発信を実施していく。 3. 各建設産業団体の担い手確保・育成の取り組みの水平展開を図る。 4. 創立50周年記念号として建設業しんこう7.8月合併号を創立記念日（7/16）に発刊し、特集にてこれまでの取組や創立50周年記念事業について紹介する。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設業しんこう」の内容の更なる充実に努めつつ紙面構成を分かりやすく魅力的なものとする等を通じて、建設企業の経営改善等を図るとともに建設産業の魅力を一般の人々に伝える。 ・Web サイト、パンフレット等の内容の充実や、見やすさ・分かりやすさを追求していくとともに、Web サイトの内容拡充、Web 以外の効果的な情報発信方法について検討を行う。

I 建設産業の振興支援	
<p>(6) 登録経理試験等 【担当部：金融・経理・契約支援センター】</p> <p>⑫ 建設業経理検定試験・建設業経理事務士特別研修・登録経理講習 (経理研究・試験担当部)</p>	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業経理検定試験・建設業経理事務士特別研修・登録経理講習を通じて、建設業会計知識の普及を図ることで建設企業の経営基盤強化に繋がるとともに、建設業経理に関する継続学習の推進により建設業経理士の知識の維持・向上を図る。 ・担い手確保の観点から高校生等の資格取得を支援、若年者の建設業界への入職促進を図る。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設業経理士検定試験（1級・2級）、建設業経理事務士検定試験（3級・4級）を実施する。 2. 講習と試験を組み合わせた建設業経理事務士特別研修を実施する。 3. 建設業経理士の研鑽及び継続学習を目的とした登録経理講習を適切に実施する。
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 【検定試験】 <ol style="list-style-type: none"> (1) 2025年9月7日（日）に第37回建設業経理士検定試験（建設業経理士1級・2級）を全都道府県で実施する。 (2) 2026年3月8日（日）に第38回建設業経理士検定試験、第44回建設業経理事務士検定試験（建設業経理士1級・2級、建設業経理事務士3級・4級）を全都道府県で実施する。 (3) 担い手確保の観点から工業高校、商業高校、大学等から幅広く申込者を獲得する。また、高校等からの団体申込みに対して受験料の割引を行う。 2. 【特別研修】 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建設業経理事務士特別研修（3級・4級）を通年にわたり実施する。また、工業高校等と連携し学校単位での特別研修を実施する。学校単位での特別研修は受講料の割引を行う。 (2) 建設業経理事務士特別研修の開催を企業や建設業団体等に働きかける。 3. 【登録経理講習】 <ol style="list-style-type: none"> (1) 効率化を考え、オンライン方式を主体に通期で実施する。また、5年更新時期を迎えるにあたりテキストおよび映像の見直しを行う。
取組目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 【検定試験・特別研修】 <ol style="list-style-type: none"> (1) 受験申込書類の確実な審査、徹底した個人情報の管理、適正な試験問題の作成、厳正な試験監督業務の実施により、公正で確実な試験・研修を実施する。 2. 広報および効率化の取組 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都道府県建設業協会、工業高校、商業高校、大学等に対しポスター・パンフレットでの試験・研修の周知等を引き続き実施する。また、行政書士会・専門工事業団体に対し、受験・受講の働きかけを行う。 (2) 創立50周年記念事業の一環として、日本商工会議所主催の日商簿記甲子園に協賛する。また、参加した商業高校に対して検定試験のPRを行い受験申込者の増加を図る。 (3) 検定試験の申込方法をネット申込に一本化し、業務の効率化およびコストの削減を図る。 3. 【登録経理講習】 <ol style="list-style-type: none"> (1) 2025年度は申込みが谷の年になることから、取りこぼしがないよう受講申込みが予想される検定試験合格者に対しメール等による周知活動を行う。 (2) 講習がスタートした2022年度の受講修了者が2027年度に2巡目に入ることから、講習内容（テキストおよび映像）の見直しについて検討を行う。

【目標】

- ・近年の申込動向等をもとに算出した受験申込者数等の見通しは以下のとおりである。

検定試験 受験申込者数 47,000名

特別研修 受講者数 一般 2,400名 高校 1,700名

登録経理講習 2,700名

I		建設産業の振興支援
(6) 登録経理試験等		【担当部：金融・経理・契約支援センター】
⑬ 建設業経理士の支援・育成		(経理研究・試験担当部)
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業経理士に対して継続学習を支援し、実務スキルの向上を図る。 ・建設業会計に関する継続学習の課題等を分析するとともに、今後の継続学習のあり方について検討を行う。 	
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設業経理士に対し、会計等に関する情報提供を行う。 2. (一財)建設産業経理研究機構(以下：機構)と連携して、建設業会計に関する継続教育のあり方を検討する。 	
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. メールマガジン等を通じた情報提供を月1回実施する。 2. 機構が主催する実務セミナー等の講習に登録経理講習受講者等が参加する場合に、受講料の一部を助成する。 	
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・機構発行の「建設業経営」のバックナンバーを「登録建設業経理士 Web」に掲載するなどコンテンツの更なる充実を図り、最新の建設業会計に関する情報提供に努める。 ・メールマガジンを通じて、建設業界のトピックスや本財団が実施する検定・講習・セミナーの最新情報を発信し、受験者・受講者の獲得に繋げ、登録者数(約21,000人)を維持する。 	

Ⅱ 施工技術等の向上	
【担当部：試験研修本部】	
⑭ 建築／電気工事施工管理技術検定 (試験管理・講習部／建築試験部／電気試験部)	
事業のねらい・効果	・技術検定の実施を通じ、施工管理技術者の確保・育成を図り、建設業の施工技術の向上に寄与する。
事業内容	国土交通大臣の指定試験機関として、建設業法第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき次の技術検定を実施する。 ・建築施工管理技術検定（1 級及び 2 級） ・電気工事施工管理技術検定（1 級及び 2 級）
事業計画	1. 1 級第一次検定の実施（電気工事 2025 年 7 月 13 日(日)建築 2025 年 7 月 20 日(日)) 2. 1 級第二次検定の実施（2025 年 10 月 19 日(日)） 3. 2 級第一次検定(前期)の実施（2025 年 6 月 8 日(日)） 4. 2 級第一次・二次検定の実施（2025 年 11 月 9 日(日)）
取組目標	1. 建築・電気工事施工管理技術検定の適確な実施・運営 情報の管理を徹底しつつ適正な試験問題を作成する。 申請書類の資格審査を正確に期間内に行う。 不正行為の防止、時間管理の徹底、解答用紙の確実な回収などにより試験を適確に実施する。 2. 施工管理技術者の確保・育成に資する受検者の利便性向上 2 級第一次検定のみ(後期)試験は、全国 13 地区と工業高校 8 カ所で開催しているが、受検生の利便性向上(受検地拡大)を図るため、受検生のニーズが高く、検定試験実施に地方公共団体等の協力が得られる地区について、2026 年度以降の開催に向けて検討を行う(公募制)。 3. 検定試験日の固定化の検討 受検資格改正に伴う受検者増を踏まえて、2024 年度は検定試験を 5 回実施（6 月 1 回、7 月 2 回、10 月 1 回、11 月 1 回）しているが、2026 年度以降は試験日を集約するとともに、試験日程の固定化（特に 1 級第一次検定）に向けた検討を行う。 4. 2024 年度受検資格の見直しによる制度改正等への対応 (1) 2024 年度受検資格の見直しによる新受検資格及び経過措置について、それぞれの受検資格に対応した資格審査を適確に行う。 (2) 制度改正後の 1 級及び 2 級第二次検定における WEB 申請化に向けてシステム構築を行うとともに、2026 年 2 月の運用開始を目指す。
備考	・受検申請見込者数 【建築（1・2 級合計）】 124,966 名（2024 年度実績） → 118,700 名（2025 年度推計） 【電気工事（1・2 級合計）】 55,069 名（2024 年度実績） → 52,300 名（2025 年度推計）

II 施工技術等の向上	
【担当部：試験研修本部】 (試験管理・講習部)	
⑮ 監理技術者講習	
事業のねらい・効果	・建設工事の適切な施工を確保する上で重要な役割を担う監理技術者を対象に、最新の法律・制度、施工管理及び建設技術に関する講習を実施し、施工技術の維持向上を図る。
事業内容	国土交通大臣の登録講習実施機関として、建設業法第26条第5項に規定された監理技術者講習を全国において実施する。
事業計画	1. 講習予定 会場講習は1,100回、オンデマンド講習は随時開催 (会場講習は、47都道府県、約250会場において開催) 2. 受講者推計 45,500名
取組目標	1. 【年間目標】受講予定者数 45,500名 (1) 受講者数増加を目指すための方策 ① 建設業団体と連携しPRチラシの配布及び運営体制の強化を図る。 ② オンライン講習(オンデマンド方式)を普及するためのPRに努める。 ③ 新テキストを使用し、より理解が深まる講習を実施する。 (2) 地区別受講者データを分析し、効果的な計画を策定
備考	受講者推計 2024年度計画 60,500名 → 2025年度推計 45,500名

Ⅱ 施工技術等の向上	
⑩ 建築・設備施工管理能力の維持・向上支援 【担当部：試験研修本部】 （建築・設備施工管理 CPD 制度の構築・運用） （試験管理・講習部）	
事業のねらい・効果	・ 建築・設備施工管理分野の技術者が自主的に能力を研鑽する継続教育（CPD）制度を通じ、技術者の技術力の維持・向上を図る。
事業内容	・ 建築・設備施工管理 CPD 制度の普及拡大と安定的な運営
事業計画	1. 建築・設備施工管理 CPD 制度の参加者数の増加 2. 認定プログラムの拡充 3. 公共工事の発注機関における制度活用の促進 4. 確実な事務処理の実施
取組目標	1. 【年間目標】 2025 年度参加者 27,000 名（2,000 名の年度内増加を目指す） （1）建築・設備施工管理 CPD 制度の参加者数の増加 ①建築系及び設備系の建設業団体を通じた CPD 制度の周知普及による参加者数の増加 （2）認定プログラムの拡充 ①建設業団体の実施している講習会等に対し、プログラム申請に向けた活動の実施 ②企業内研修プログラムの申請に向けた活動の実施（創立 50 周年事業の一環として、「(仮称) 企業内研修の参考事例集」を作成) （3）公共工事の発注機関における制度活用の促進 ①地方公共団体の公共工事調達事務において、当制度の単位の加点対象への採用に向けた活動の実施 （4）確実な事務処理の実施 ①新規参加者、プログラム申請、実績証明書の発行等の増加を踏まえた確実な事務処理実施のための制度運営の効率化
備考	（2024 年 10 月 31 日現在） 制度の参加者数 25,326 名

Ⅲ 建設産業における金融の円滑化	
⑰ 出来高融資制度 【担当部：金融・経理・契約支援センター】 (下請セーフティネット債務保証) (金融支援担当部) (地域建設業経営強化融資制度)	
事業のねらい・効果	・工事請負代金債権の早期資金化を図り、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化を推進する。
事業内容	1. 事業協同組合等が次の資金を金融機関から借り入れる際に本財団が債務保証を実施する。 (1) 公共工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金 (保証期間：1年、保証割合：100%、保証料率0.1%) (2) 社会全体の効用を高める施設に関する民間工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金(保証期間：1年、保証割合：90%、保証料率0.2%) 2. 事業協同組合等に対し次の助成を行う(下請セーフティネット債務保証)。 (1) 出来高査定費用に対する支援として上限25,000円を助成する。 (2) 事業協同組合等が新規に本事業を導入する場合、年1回300,000円を3年間助成する。 (3) 事業協同組合等が事業推進のために要した費用に対する支援として、融資件数に応じて50,000円～300,000円を年1回助成する。 <div style="text-align: right;">(事業の期限：2026年3月末)</div>
事業計画	1. 保証枠の拡充 利用実績の多い融資事業者への増枠に向けた働きかけ、及び新規融資事業者開拓に向けた活動を行う。 2. 貸付実績の拡大 (1) 制度未導入の地方公共団体等へ制度導入に向けた活動を行う。(営業エリアが広い北保証サービス、建設経営サービス、建設総合サービス等と連携し、地域における発注の実情やニーズを踏まえた活動を行う。) (2) 地方整備局、都道府県、市町村等が主催する説明会等の場で、利用拡大に向けたPRを行ってもらおうよう働きかけを行う。 (3) 「金融事業に係る周知・普及活動」に参画する融資事業者を増やし、組合員向け説明会の実施、ダイレクトメールの発送、専用チラシの作成等を通じた更なる活用促進を図る。 (4) 金融機関との情報交換等を通じて地元の資金調達ニーズを把握するとともに、本制度を有効活用して建設企業に円滑な資金供給が行われるよう要請するとともに、利用拡大に有効な各種提案を行う。 (5) 関連法規等の改正内容をはじめ、建設行政における課題、建設業の資金調達に関連する情報提供を融資事業者に対して行い、これと併せて幅広く意見交換が可能となる機会を設定する。 (6) 電子記録債権の活用による債権譲渡承諾の電子化について検討する。 3. 国土交通省との協議等 本事業の期限は2026年3月末までとなっている。関係団体の意見を踏まえ、国土交通省との連携をより一層深めて本事業の継続を図る。
取組目標	・元請建設企業に対する円滑な資金供給を支援し、下請建設企業も含めた事業安定化に寄与すべく、保証枠の拡充及び新規融資事業者の開拓、融資実績の拡大に向けた活動を実施する。 ・本事業の継続に向けて国土交通省との連携を強化する。

⑱ 下請債権保全支援事業

【担当部：金融・経理・契約支援センター】
(金融支援担当部)

事業の ねらい・効果	・下請建設企業等の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図る。
事業内容	<p>1. 下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権の保全を図るため、当該債権の支払を保証ファクタリング事業者が保証する場合に、下請建設企業等の保証料負担の軽減（保証料割引助成）及び保証債務の履行による保証ファクタリング事業者のリスク負担の軽減（損失補償）を実施する。</p> <p>2. また、下請建設企業等が早期に資金化できるよう債権の保証だけでなく、金額が確定している個別債権の買取も対象とする。</p> <p style="text-align: right;">(事業の期限：2026年3月末)</p>
事業計画	<p>1. 事業推進に向けた取り組み</p> <p>(1) ファクタリング事業者に対し事業推進体制に係る調査を行うとともに、利用促進に向けた意見交換等を行う。</p> <p>(2) 取扱事業者の拡充を図り、全国で利用しやすい環境を整える。</p> <p>(3) 関係団体等と連携し、地方整備局、都道府県、市町村等が主催する建設企業向け説明会等の場において事業PRを行う。</p> <p>(4) 関係団体（専門工事業団体等）に対する周知普及、利用促進活動を行う。</p> <p>(5) 利用拡大のための方策として、債務保証枠を設定している金融機関に対し本事業の活用提案を行う。渉外担当者の提案活動への落とし込み、債権保全策への活用等に繋げる。</p> <p>2. 事業延長に向けた協議等</p> <p>本事業の期限が2025年度末まで1年間延長されたところであるが、関係団体と意見交換しつつ、国土交通省と2026年度以降の事業延長について協議、検討を行う。</p> <p>3. 広報活動の推進</p> <p>中小・中堅下請建設企業等の経営安定化の一助として本制度の認知度を高めるべく、関係団体及び保証ファクタリング事業者等と連携し、広報活動を推進する。</p>
取組目標	下請建設企業等の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図るため、本事業の周知普及を図る。

Ⅲ 建設産業における金融の円滑化	
⑱ 共同事業等に必要な資金の借入れに対する 債務保証・助成・融資あっせん 【担当部：金融・経理・契約支援センター】 (金融支援担当部)	
事業のねらい・効果	・建設業者団体及び事業協同組合等における共同施設の設置、共同事業、転貸融資に対する資金調達を支援する。
事業内容	<p>1. 建設業者団体及び事業協同組合等が次の資金を金融機関から借り入れる際に本財団が債務保証を実施する。さらに、下記(1)の資金については、借り入れ金利に対して上限2%を6年間助成する。</p> <p>(1) 共同施設、共同機械設備の設置、購入のために必要とする資金（共同施設等資金） （保証期間：12年、保証割合90%、保証料率0.3%）</p> <p>(2) 共同購入、共同リース等の共同事業のために必要とする資金（共同購入等資金） （保証期間：3年、保証割合90%、保証料率0.3%）</p> <p>(3) 構成員に対し、事業経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金（転貸資金） （保証期間：3年又は5年、保証割合90%、保証料率0.3%）</p> <p>2. 特例措置として、構成員に除染作業の運転資金を転貸融資するために借り入れる資金については、当該業務委託の債権譲渡が図られていることを条件として、上記(3)の資金として債務保証等を実施する（保証期間：1年、保証割合：100%、保証料率0.1% 出来高査定費用助成：上限10万円、組合事務経費助成：定額2万円、企業事務経費助成：上限2万円（措置の期限は2026年3月末））。</p> <p style="text-align: right;">（事業の期限：2026年3月末）</p>
事業計画	<p>1. 事業推進に向けた取り組み</p> <p>(1) 共同施設等資金については、パンフレットを活用し、業界団体を通じて会館等の建て替えや耐震・設備・内外装などの改修ニーズを踏まえた利用促進活動を行う。</p> <p>(2) 共同購入等資金については、新たな事業展開、既存事業の拡充等を検討する協同組合との間で勉強会を行うなどの利用促進活動を行う。</p> <p>(3) 転貸資金については、除染作業に係る転貸融資について、融資事業者である福島県建設業協同組合と連携し、復興を支援する。また、新たな転貸融資スキームを検討する協同組合との間で勉強会を行うなどの利用促進活動を行う。</p> <p>2. 国土交通省との協議等</p> <p>本事業の期限は2026年3月末までとなっている。関係団体の意見を踏まえ、国土交通省との連携をより一層深めて本事業の継続を図る。</p>
取組目標	建設業者団体及び事業協同組合等の資金調達を支援するため、本事業の有効活用に向けた活動を実施する。

IV 建設産業政策への協力	
⑳ その他の建設産業政策への協力等 【担当部：各部】 (国からの受託事業等)	
事業の ねらい・効果	・国土交通省又は厚生労働省等からの受託等により、事業を実施することを通じて建設産業の振興を図る。
事業内容・ 事業計画	必要な事業の受託等を行ったうえで、本財団の保有するノウハウ等を積極的に活用し事業を実施することにより、所要の成果を上げる（個別具体の事業内容は未定）。
取組目標	受託内容等に応じて効率的に事業を展開すること等により、建設産業の振興に資する。